

香川県農業再生協議会
肥料価格高騰緊急支援事業 業務方法書

令和4年10月17日

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、香川県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）が行う肥料価格高騰緊急支援事業費補助金交付要綱（令和4年10月17日付け4生流第275020号。以下「県交付要綱」という。）及び肥料価格高騰緊急支援事業実施要領（令和4年10月17日付け4生流第275038号。以下「県実施要領」という。）に基づき実施する肥料価格高騰緊急支援事業（以下「本事業」という。）に係る業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営に関する基本方針)

第2条 県協議会は、肥料価格が高騰する中、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者の肥料費上昇分の一部を支援することを通じて、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進める。

2 県協議会は、県交付要綱、県実施要領のほか、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続に従って、県実施要領第4に定める農業者の組織する団体等（以下「取組実施者」という。）に対し、本事業に係る支援金を交付するものとする。

第2章 肥料価格高騰対策事業の実施

(事業実施計画書等の作成及び支援金の申請)

第3条 取組実施者は、取組計画書を作成し、県協議会が別に定める日までに県実施要領第2-1号により県協議会に申請を行うものとする。なお、支援予定額については、参加農業者ごとに百円未満を切り捨てて申請を行うものとする。

2 県協議会の長（以下「県協議会長」という。）は、前項により申請のあった取組計画書について、審査を行い、適正であると認めた場合には、県実施要領第9の2の規定に基づき、県実施要領様式第5号により採択された旨を通知するものとする。

3 取組実施者は、取組計画書について、支援金の増加を伴う重要な変更が生じた場合は、第1項及び第2項の手続きに準じて変更の手続きを行うものとし、それ以外の変更については県協議会に届け出を行うものとする。なお、取組計画書の変更を行う場合には、あらかじめ県協議会に変更内容を相談するものとする。

(支援金の支払)

第4条 取組実施者は、第3条第2項の通知を受けたときには、県協議会長に対し、支援金の振込先の口座情報を提出するものとする。

2 県協議会長は、前項により提出された口座に支援金を振り込むことで支払いを行うものとする。

(支援金の返還)

- 第5条 取組実施者は第3条第1項に基づき提出した取組計画書の変更等により、県協議会から支払われた支援金に余剰が生じた場合は、県協議会長に申し出なければならない。
- 2 県協議会長は、前項による取組実施者からの申し出があった場合、取組実施者が県交付要綱、県実施要領に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、支援金の全部又は一部について返還を求めることができる。この場合、県協議会長は、違反等の内容、返還の額及び返還の期日を記載した書面を取組実施者に送付しなければならない。
- 3 県協議会長は、前項による返還を求めた場合において、取組実施者が支援金の受給の日からの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を求めることができる。
- 4 第2項及び前項の返還を求められた取組実施者は、第2項の期日までに求められた額を県協議会長に返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、取組実施者は、県協議会長に対し、期日の延長を求めることができる。この措置を求める場合には、取組実施者は、期日までに返還できない理由を記載した書面を返還の期日の前日までに県協議会長に提出しなければならない。
- 5 県協議会長は、前項の期日の延長を求められた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときはこれを認め、改めて返還の期日を記載した書面を取組実施者に送付するものとする。また、期日の延長を認めない場合も、その旨を書面で取組実施者に送付するものとする。
- 6 県協議会長は、取組実施者が第2項及び第3項の返還を期日（前項の規定により期日の延長を行った場合にあってはその期日）を経過してもなお返還しない場合には、当該取組実施者への支援金の交付を取り消すものとする。

第3章 資金の管理

(資金の管理)

- 第6条 県協議会は、本事業の実施にあたっては、他の経理と区分管理し、県協議会が定めた「肥料価格高騰対策勘定」から行わなければならない、当該勘定の資金を本事業以外の用途に使用してはならない。
- 2 県協議会は、前項の資金を香川県信用農業協同組合連合会普通預金により管理する。

第4章 報告

(取組実績報告書)

- 第7条 取組実施者は、県協議会が別に定める日までに県実施要領第11に基づき、県実施要領様式第6号により取組実績報告書を作成し、県協議会長に提出するものとする。

(事業実施状況報告)

- 第8条 取組実施者は、県協議会が別に定める日までに県実施要領第12に基づき、取組実施状況報告（様式第6-1号）を作成し、県協議会長に提出するものとする。
- 2 取組実施者は化学肥料の低減の取組に関する記録を保存しなければならない。
- 3 県知事が本事業の実施効果等について調査を行う場合は、県協議会及び取組実施者は当該調査に協力するものとする。

第5章 雑則

(帳簿の備付け等)

第9条 県協議会及び取組実施者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類について、本事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存するものとする。

2 県協議会は、必要に応じて、取組実施者に対し、支援金の請求の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

(その他)

第10条 本業務方法書に定めるもののほか、本事業に係る業務の方法についての細部の事項については、県協議会長が別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、令和4年10月17日から施行する。